

災害と個人情報、プライバシー保護

マイナンバーはなぜコロナ対応に 役立たなかったか

弁護士 水町 雅子

2020.8.4

講師略歴

弁護士 水町雅子 (みずまちなまさこ)

<http://www.miyauchi-law.com> メール→osg@miyauchi-law.com

- ◆ 東京大学教養学部関連社会科学卒業
- ◆ 現、みずほ情報総研入社 ITシステム設計・開発・運用、事業企画等業務
- ◆ 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻（法科大学院）修了
- ◆ 司法試験合格、法曹資格取得、第二東京弁護士会に弁護士登録
- ◆ 内閣官房社会保障改革担当室参事官補佐 **マイナンバー制度立案**（特に**マイナンバー法立法担当官**、情報保護評価立案）に従事
- ◆ 現、個人情報保護委員会上席政策調査員 **マイナンバー制度における個人情報保護業務**（特にガイドライン、特定個人情報保護評価）に従事
- ◆ 首相官邸IT総合戦略本部「パーソナルデータに関する検討会」参考人 個人情報保護改正検討
- ◆ 宮内・水町IT法律事務所（旧、五番町法律事務所）共同設立、現在にいたる

その他、東京都都政改革アドバイザー会議委員や、地方公共団体の情報公開・個人情報保護審査会委員等を務める。マイナンバー・個人情報に関する著書・論文・講演・TV出演・新聞取材等多数。



目次

- 国民の疑問
- なぜ現金が迅速に振り込めないのか →マイナンバーからは全口座はわからない
 - 方法① 税務署、自治体などが既に振込先等として把握する口座に迅速に振り込む
 - 方法② 今の方式だと、実はマイナンバーを使っておらず、目視確認や手作業が多い。もっとマイナンバーを活用して迅速に。
 - マイナンバーカードの普及率の低さが原因では全くない
 - マイナンバー法のせいにしてないで
 - マイナンバー基礎知識
 - 口座紐づけ法案の状況・課題
- マイナンバー口座紐づけの政府の意図は？
 - 法案の意図は、迅速な給付だが、これとは別に元々「マイナンバー預貯金付番」という論点あり。
 - 「マイナンバー預貯金付番」は、金融資産を捕捉した格差是正が目的

国民の疑問

(なぜコロナ対応をマイナンバーで迅速にできないのか)



なぜ現金10万円(特別
定額給付金)を迅速に
振り込めない？



マイナンバーと
口座を紐づけよ
うとする政府の
真の意図は？

なぜマスクやトイレッ
トペーパーなどの購入
制限に役立たない？



マイナンバーカード
の普及率が
低いせい？



国民の疑問★

(なぜコロナ対応をマイナンバーで迅速にできないのか)



なぜ現金10万円
(特別定額給付金)
を迅速に振り込
めない？



マイナンバーカー
ドの普及率が低い
せい？

- マイナンバーからは全員の口座がわからないので、マイナンバーから自動的な振込はできない
- マイナンバーカードの普及率が低くても、国民全員に既にマイナンバーが発番されているので、それを使えば問題ない
- 現状より、もっと迅速化することもできたのでは？
 - **方法① 税務署、自治体などが既に振込先等として把握している口座に迅速に振り込む。**
 - **方法② 今の方式だと、実はマイナンバーを使っておらず、目視確認や手作業が多い。もっとマイナンバーを活用して迅速に。**

国民の疑問★

(なぜコロナ対応をマイナンバーで迅速にできないのか)



マイナンバーと口座を紐づけようとする政府の真の意図は？



なぜマスクやトイレトペーパーなどの購入制限に役立たない？

- 法案の意図は、迅速な給付だが、これとは別に元々「マイナンバー預貯金付番」という論点あり。
- 金融資産を捕捉した格差是正が目的
 - 「**金融資産100億で所得は100万円**」の人は、低所得者扱いで自己負担が低め。
 - 「**金融資産100万で所得900万円**」の人は、自己負担が多め。
 - 家計の余裕や世帯収入は、金融資産も含めて捉えるべきではという発想
- 特定物品購入にはマイナンバーカードが必要とすれば、台湾みたいなマスク配布が可能
 - ただ、購入店舗に、カードの読み取り機が必要
 - ネットショッピングでも、必ずカードを読み取る必要

なぜ現金が迅速に振り込めないのか →マイナンバーからは全口座はわからない

- マイナンバーからは全員の口座がわからないので、マイナンバーから自動的に振込をすることはできない
- しかし、もっと迅速化することもできたのでは？
- **方法① 公的機関が把握する口座を継ぎ合わせて迅速な給付作戦**
 - 半数位？の国民の口座はわかる。納税や還付金受取、年金受取や年金保険料支払、国民健康保険料支払、水道料金支払、児童手当受取に口座振替や振り込みを利用している場合等で、国民の半数位？カバーできる？
 - 処理（複数口座の内どれを優先するか、世帯/個人問題、申請済管理、振込済管理等）をちゃんとやれば、口座が判明している人については振り込めば良いだけなので迅速。
 - 口座がわからない人については今の方式で、口座を紙かマイナポータルから申請してもらえば、人の目で確認する件数を半分位？に減らせるため、振込が早くなるのでは？
- **方法② 今の方式のままでもマイナンバーを活用した迅速な給付作戦**
 - 今の方式でも（口座を全員から申請してもらおう際も）、マイナンバーをもっと活用すると振込が早い？

なぜ現金が迅速に振り込めないのか。

→マイナンバーからは全口座はわからない

番号・IDから口座が分かるか（マイナンバー以外の番号・IDとの比較）

- 社員番号だと一般的には全口座情報がすぐにわかる
 - 社員ごとに給与振込口座が判明していて、社員番号から検索・紐づけ可。
- Yahoo!IDだと口座情報やカード情報がすぐにわかる場合がある
 - Yahoo!ウォレットに口座情報やカード情報を登録しておく、Yahoo!ショッピングやヤフオク他で、金銭受取や支払ができる。民間サービスの場合、支払いが面倒だとユーザが購入してくれないので、簡単に支払えるようになっていることが多い。
 - 複数登録しておいて都度使い分けることも可能。
 - 登録していないユーザについては、口座情報やカード情報はわからない
- 学生番号だと口座情報がわからない場合も
 - 納入通知書（紙）に基づき支払っている場合や学費全額免除者は、口座がわからない
 - 口座振替の場合も、システムによっては学生番号から検索できないかも？（通常はできる?? 消込処理に学生番号を使っているかどうか、学生番号からたどれる番号を使っているかどうか?）

なぜ現金が迅速に振り込めないのか★

→マイナンバーからは全口座はわからない

マイナンバー活用方法① 公的機関が把握する口座を継ぎ合わせて迅速な給付作戦

- それぞれの公的機関がバラバラに口座情報を持っているので、それらを継ぎ合わせれば、国民の半分位の口座が分かる？ 次ページ参照。
- 残りは、本人から口座を教えてもらう方式（今の特別定額給付金方式）にする？
- その場合も、申請→給付の管理をマイナンバーで行うと効率的
 - マイナンバー付き名簿を作成し、どのマイナンバーの人の口座情報が既にわかっているか、どのマイナンバーの人が申請済か、どのマイナンバーの人に振込済か、名簿で一元管理しないと、二重振込・未振込・誤振込等が起こり得る。
 - 世帯と個人の切り分け：税金は個人単位、児童手当は親子、水道料金は世帯or個人などと、各制度の対象が世帯単位だったり世帯以外のグループ単位だったり個人単位だったりする。その調整は難しいので、とりあえず各制度で把握している銀行口座の名義人個人（or権利義務代表者）の口座としてカウントして、それ以外の世帯構成員については、別個本人から口座を教えてもらう方式にする？
 - 口座の優先順位：税務署でも口座を把握し、年金機構でも口座を把握しているといった場合に、どの口座を優先させるか。国で一律決定しないで、個人の希望を伺っていると、本人から口座を申請してもらう方式とスピードにあまり差がないか遅い。使っている口座じゃないと引き出せない場合も考えられなくはないので、振込や引き落とし日が1年以内の口座等が良い？

公的機関が把握する口座。

公的機関	本来の目的	利用者数
税務署	税の還付、納税 <ul style="list-style-type: none"> 全納税者の口座情報を保有しているわけではない 口座振替、ダイレクト納付等利用者のみ 	1000万人位？ <ul style="list-style-type: none"> 還付申告者1306万人うちの口座振替者の割合不明（H30） 振替納税：所得税420万人、消費税34万（H14） ダイレクト納付：不明
年金機構	年金支払 <ul style="list-style-type: none"> 基本的に口座振込？ 保険料納付 <ul style="list-style-type: none"> 国民年金については口座振替者のみ 厚生年金については事業者経由 	2500万人＋事業者経由分？ <ul style="list-style-type: none"> 年金受給者4067万人（H30度） 保険料口座振替475万人（H23度）
自治体	児童手当受取 <ul style="list-style-type: none"> 基本的に口座振込 	1004万人（役所経由？の公務員含む） <ul style="list-style-type: none"> 受給者 1004万人（H30度） 内 公務員受給者 90万人（H30度）
	水道料金支払 <ul style="list-style-type: none"> 口座振替利用者のみ 	1200万人（1割想定） <ul style="list-style-type: none"> 水道自体はほぼ全住民が利用 内、口座振替利用者割合不明
	国民健康保険料支払 <ul style="list-style-type: none"> 口座振替利用者のみ 	300万人（1割想定） <ul style="list-style-type: none"> 国保被保険者3100万人（H30度） 内 口座振替利用者割合不明

なぜ現金が迅速に振り込めないのか

→マイナンバーからは全口座はわからない

マイナンバー名簿のイメージ

マイナンバー	口座		申請（不要,未済or済）	振込（未済or済）
	口座情報	取得元		
123	A銀行・・・	国税還付金	不要	済
234	B銀行・・・	年金受給	不要	済
456	C銀行・・・	申請	済	済
789			未済	未済

※前ページ 受給者人数等の参考情報リンク

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm> https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/report/report2019/pdf/2019_05.pdf

<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/report/2003/japanese/tab/tab28.htm>

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/hokenryo/20150313-02.html>

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo-kankei/hoshu/20150515-01.html>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000578278.pdf>

https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/dl/h26_gaiyou01a_day1.pdf

<https://bit.ly/3j3wbMX>

<https://www.e-stat.go.jp/stat->

[search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450397&tstat=000001136652&cycle=8&tclass1=000001136656&result_page=1](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450397&tstat=000001136652&cycle=8&tclass1=000001136656&result_page=1)

番号・IDがないと・・・

- ◆ 転居、改姓、表記ゆれなどがあると、同一人物かどうかの確認に時間を要することも

氏名：番号花子
住所：東京都千代田区霞ヶ関 1 - 1 - 1
性別：女性
生年月日：平成元年 1月 2 2日

氏名：渡辺花子
住所：東京都千代田区五番町 3
性別：女性
生年月日：平成元年 1月 2 2日



氏名：渡邊花子
住所：東京都千代田区五番町 3
性別：女性
生年月日：平成元年 1月 2 2日

氏名：渡邊花子
住所：東京都千代田区霞が関 3 - 1 - 1
性別：女性
生年月日：平成 1年 1月 2 2日

番号・ID導入後は・・・

- 申請済か／振込済か／世帯主かの確認等を行う際に、番号・IDで管理すると良い
- なぜなら、氏名で管理すると**同姓同名**が存在し得る（対象者が多いと特に発生し得る）し、途中で**氏名が変更**になったりした場合や**外字**（使用頻度の比較的低い漢字等）の問題などから、**管理が非効率化・ミス誘発**の懸念あり。

番号：123456789012

氏名：番号花子

住所：東京都千代田区霞ヶ関1-1-1

性別：女性

生年月日：平成元年1月22日

番号：123456789012

氏名：渡辺花子

住所：東京都千代田区五番町3

性別：女性

生年月日：平成元年1月22日



番号：123456789012

氏名：渡邊花子

住所：東京都千代田区五番町3

性別：女性

生年月日：平成元年1月22日

番号：123456789012

氏名：渡邊花子

住所：東京都千代田区霞が関3-1-1

性別：女性

生年月日：平成1年1月22日

マイナンバーで何もかもがわかるわけではない。



マイナンバー
012345678912
で検索！

ひと	わかること
公務員	<p>マイナンバーで、特別な個人情報がわかることはない 税務署なら所得・経費情報など、自治体福祉課なら福祉情報などが検索できるが、マイナンバーを知らなくても氏名で検索できる 公務員は自分の業務に必要な個人情報しか検索できない 業務外検索・のぞき見・漏えいは違法行為。懲戒対象行為。 マイナンバーのメリットは、氏名・住所等に異動があっても同一人物だとわかること</p>
民間企業 担当者	<p>マイナンバーで、特別な個人情報がわかることはない 給与担当者なら給与・扶養家族の状況などがわかるが、マイナンバーを知らなくても、氏名で検索できる</p>
一般人	<p>マイナンバーでネット検索して、相手の個人情報を入手することはできない 違法。第三者機関（個人情報保護委員会）が動く。</p>

なぜ現金が迅速に振り込めないのか★

→マイナンバーを使っていない

マイナンバー活用方法② 今の方式でもマイナンバーを活用すれば迅速では

- 郵送の方が処理が早いので、マイナポータル申請を打ち切る自治体も登場した
- 紙の方が処理が早いというのはシステム設計が悪い
 - マイナンバーカードを読み込ませているのに、氏名等を変更できる仕様
 - マイナンバーカード記載氏名が行政手続上正当な氏名のはずなのに。
 - この仕様のため、自治体では、マイナンバーカード記載の氏名等と電子署名の氏名等と住民基本台帳の氏名等の3つが一致することを**目視**で確認。
 - 変に重複して情報を取得しているせいで、重複情報に不一致があった際に困ってしまったのでは
 - 家族の氏名を入力させる仕様
 - その世帯にどの世帯員がいるかは、自治体で正確な情報を持っている
 - なのに世帯主に家族氏名を入力させたことから、漢字変換ミス、家族だが非世帯員を間違えて入力、コピペミス、一人の家族を複数行にわたって入力等の国民側のミスが生じ、自治体側で困ってしまった
 - 世帯員の受給意思確認のため、世帯員氏名を入力させたとのこと。それなら「受給します」チェックボックスか、世帯3人のうち1人辞退とか2人辞退の場合は別処理に回すべきでは？

なぜ現金が迅速に振り込めないのか★

→マイナンバーを使っていない

マイナンバー活用方法② 今の方式でもマイナンバーを活用すれば迅速では

– マイナンバーは一切使わずシリアル番号を使う仕様!

- マイナンバーではなくシリアル番号でも仕組みとしては可能だが、
 - 利用者証明シリアル番号が取得できない問題があったため、突合キーがなく、
結局氏名・生年月日等で誰か確認するという**アナログ作業**に...
 - **家族（世帯員）**については、そもそもマイナンバーもシリアル番号も取得しないので、
結局氏名・生年月日等で誰か確認するという**アナログ作業**に...
 - マイナンバー法の解釈をしなかった、マイナンバー法の改正をしたくなかった（できなかった又は法改正すると遅くなる）ため、マイナンバーを使いたくなかった？
- 国で住基情報と連動する仕組みを作ったり検討せずに、当初は、とりあえず申請フォームだけ国で作って、あとは自治体でやってくださいます的な感じだった？
- 申請フォームでエラーをはじかない
- 銀行名を自由入力させるため、「東京三菱UFJ銀行」「富士銀行」「水穂銀行」などとも入力できる。人間の目なら「水穂銀行」と「みずほ銀行」の類似性に気づいても、機械の自動処理には向かないのでは？



なぜ現金が迅速に振り込めないのか★

→マイナンバーを使っていない

マイナンバー活用方法② 今の方式でもマイナンバーを活用すれば迅速では

- 必要なのは、以下だけのはずなのに、多くの情報を国民に自由に入力させたので、受取側の自治体が困ってしまった
 - **①あなたは世帯主本人ですか**
 - マイナンバーカードを読み取らせさえすれば、あとは住基情報の連動で確認できるのでは
 - **②あなた名義の銀行口座**を教えてください、そして**その証拠**として通帳やキャッシュカードのコピーを見せてください
 - 銀行名、支店名は選択式に、口座番号を入力させたら、APIで確認する？
 - 口座名義人（カナ）と住基情報（漢字）の突合も機械的にできると良い
- 例
 - 本人が「私の世帯員は100人です！」「私の世帯員にはハローキティがいます！」とか言ったところで、本人の申請情報は無視されるはず。だって正しい情報は自治体側の住民基本台帳情報だから。
 - それを、本人に「あなた、ハローキティが世帯員にいるって書いてますけど、自治体側ではハローキティーさんは世帯員ではなく、水町雅子さんが世帯員だと把握していますので、そのように申請書を修正してよいですよ？」って確認する必要があるのか。電話して確認するとすれば時間がとてもかかる。郵送して確認するとしてもコスト要。
 - 給付に当たり必要な情報を国民に申請させ、不正受給やミスを防ぐために自治体を確認する。そのために必要な情報・処理を精査しないで、とりあえず見切り発車で申請画面だけ迅速に用意してしまった？

マイナンバーカードの普及率の低さが原因では全くない。



マイナンバーカードの普及率が低いから、
マイナンバーがコロナ対策に役に立たなかったのでは？

- 違います！
- マイナンバーカードの普及率は低くても、マイナンバーの番号自体は全国民100%に既に付番され、自治体で管理されているので、マイナンバーの番号を活用すれば役に立ちます。
- マイナンバーカードを国民が持っていないで、これまで述べてきた以下の2つの方法は100%実現可
 - マイナンバー活用方法① 公的機関が把握する口座を継ぎ合わせて迅速な給付作戦
 - マイナンバー活用方法② 今の方式でもマイナンバーを活用すれば迅速では
- なぜならマイナンバーカードを使うのは、マイナポータルログインだけ。
それ以外には関係がない。
- ちなみに、マイナンバー法が厳しくてマイナンバーが使えないという政府関係者の声もチラホラ
 - 違います！ 詳細は次ページ以下参照。

マイナンバー法のせいにしないで。

- マイナンバーをコロナ対策に使う方法はパッと考えただけでも3通りある
- 方法①特別定額給付金をマイナンバーが使える事務にする
(マイナンバー法別表第一に追加)
 - 法別表第一に、マイナンバーが使える事務が個別列挙されている。別表第一に規定するためには根拠法(例、国税通則法、健康保険法、雇用保険法)が必要との内閣法制局解釈。
 - 特別定額給付金は法律の根拠がなく載せられない? どうすればいい?
 - 対応案①内閣法制局解釈を変えさせる
 - 対応案②特措法等を改正して法律に基づく給付にすれば、マイナンバー法別表第一に載せられる
 - 対応案③付け焼刃的改正としては、別表第一列挙事務のほかに、別表第一に準じるものとして政令か委員会規則で定める事務をマイナンバーが使える事務(個人番号利用事務)にして、その政令か委員会規則で特別定額給付金その他を規定する。政令なら法律根拠ではなく政令根拠の事務も規定できるし、委員会規則なら省令レベルの根拠の事務も規定できるのでは? さすがに特別定額給付金を省令に規定することもできないとかはありえない。
 - これも法改正自体は必要だが、こんな緊急時でもそんなに法改正ができないのか?? 国会の在り方が問題なのか?? 政府や行政の在り方の問題??
 - 急がない法律を国会審議している時間があるなら、多くの国民を救うべきものを早急に国会審議すべきであって、もしそれがだめなら、特措法に基づく閣議決定かなんかに基づく給付にして、それで別表第一に載せればいいのか?
 - ただ、政令や委員会規則落ちすると、国による違法指定が横行する問題も考えられなくないので、違法監視という点で、個人情報保護委員会のほかに国会の監視力を強めたり、年1の国会報告の際に審議する等の対策が考えられるのでは

マイナンバー法のせいにしないで。

- 方法②災害時にマイナンバーを利用できるように
 - 現行マイナンバー法9条4項で激甚災害時にマイナンバーが利用できるとする規定があるが、利用できる範囲がごくごく限定的にとどまっています（金融機関がもともと持っているマイナンバーを金銭支払のために利用できるだけ）、コロナでは使えない。
 - 前項の規定により個人番号を利用することができることとされている者のうち所得税法第二百二十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。
 - 9条4項を以下のように改正しないと、コロナ以外の地震・水害等でも役に立たない可能性
 - 「政令で定める者は、激甚じん災害その他公益上特に必要と認める場合として政令で定めるときは、公益上必要な必要な限度で個人番号を利用することができる。」
 - ただ、政令落ちすると、国による違法指定が横行する問題も考えられなくないので、違法監視という点で、個人情報保護委員会のほかに国会の監視力を強めたり、年1の国会報告の際に審議する等の対策が必要では

マイナンバー法のせいにしないで。

- 方法③法改正までの間は、委員会規則に定める

- 現行マイナンバー法9条5項・19条16号に基づけば、法改正なしでもマイナンバーは使える。
- 一時的な情報連携の場合は、19条16号がそもそも想定されていた。

- (特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき(個人番号利用事務実施者が、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第二十九条第一項、厚生年金保険法第百条の二第五項その他の政令で定める法律の規定により本人の資産又は収入の状況についての報告を求めるためにその者の個人番号を提供する場合にあっては、銀行その他の政令で定める者に対し提供するときに限る。)

七 別表第二

十六 その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき。

- (利用範囲)

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者(法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第三項において同じ。)は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、第十九条第十二号から第十六号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

- 恒常的な連携に19条16号はよくないが、一時的な法改正までの間は19条16号・9条5項でマイナンバーで口座情報の集約可。

マイナンバー法を改正★

課題解決のための番号法改正案

- ①災害やコロナでマイナンバーを利用できるようにする条項として、
9条4項（災害時のマイナンバー利用条項）を改正

現状の第九条（利用範囲）

4 前項の規定により個人番号を利用することができることとされている者のうち所得税法第二百二十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。

※**激甚災害時等でも、銀行等が払い戻し等でしか利用できない**

改正案

4 **政令で定める者は、激甚じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、必要な限度で個人番号を利用することができる。**

※政令落ちすると、政府による違法指定の危険があるならば、国会報告を義務付けたり、国会での事前・事後監視ができるような規定を設けてはどうか。政令落ちにしないと、災害発生・コロナ禍等の都度、法改正要（改正法案作成・調整・国会審議順等の問題あり）。

マイナンバー法を改正 ●

課題解決のための番号法改正案

②マイナンバーの悪用を防止が絶対の前提だが、
マイナンバーを必要な場面で使えるように、別表第一を改正（同主務省令・別表第二廃止）

現状の別表第一・主務省令

※別表第一に個別に事務を限定列挙し、主務省令で同事務の中の手続を限定列挙

現状の別表第二・主務省令

※別表第二に個別に情報連携できる照会者・提供者・項目・事務を限定列挙し、主務省令で情報等をさらに細かく限定列挙



改正案

- 別表第一では、あくまで事務レベル（国税賦課徴収等）の列挙で、別表第一主務省令は廃止。
 - これでもマイナンバーを使える事務を個別列挙することになるので、利用範囲を十分限定可
 - 別表第一に準じる事務（公益性があってマイナンバーを利用する必要性のある税・社会保障・災害対策事務）は、政令で指定可とする
 - これで、特別定額給付金も指定可になる
- 別表第二も廃止し、別表第一の必要性の範囲内でしか情報連携できないと規定
 - これでもマイナンバーを元々持てる事務が限定されているので、情報連携範囲も限定される。
 - 19条7号を以下の通り改正
 - 七 個人番号利用事務実施者（個人情報保護委員会規則で定める者を除く。）が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、第二十八条に規定する特定個人情報保護評価の実施その他の特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則に定める措置を講じている他の個人番号利用事務実施者に対し特定個人情報の提供を求めた場合において、当該他の個人番号利用事務実施者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。
 - 19条16号を活用（委員会規則で情報連携可）すれば、災害等時も情報連携可。

目指すゴールからバックキャストで考える マイナンバー・デジタルガバメント●

- マイナンバーの改善のためにもデジガバ推進のためにも様々な政策が検討中。しかし、国民にとってわかりづらい。
- 目指したい行政の在り方からバックキャストで、どうツールであるITやデジタルを生かすか考えてはどうか。
 - 災害で困った人を迅速に支援できる
(給付その他の支援、融資、税等の猶予、仮設住宅等)
 - 被害状況調査、罹災証明書交付、被災者台帳作成・管理、仮設住宅等の事務、給付等でもマイナンバー制度はあまり活用されていないと思われる。
 - 口座だけがわかれば良いというものではなく、マイナンバー・デジガバを活用
 - 役所に行かなくてもいつでも簡単に手続きできるように
(来庁レス、住民票・戸籍等レス、夜間休日でもオンラインなら手続き可)
 - マイナポータルから、よくやる手続や何度も同じことを書かされる手続が簡単にできるようになると良い
 - マイナンバーカードさえあれば、住民票不要ぐらいのインパクトが必要ではないか
 - ハンコや紙のためだけに出勤しなくてよいように支援（はんこレス、テレワーク支援）
 - マイナンバーカードの電子証明書があれば、重要な電子契約も可能。
但し、既に他の電子証明書やその他の方法で電子契約をしている企業があるので、国が支援したほうが効率的な分野をきちんと選定する必要がある。
 - 役所の手続のために、登記を取る、ハンコを取りに行く、郵送する等をできる限り減らす
 - 企業・役所の効率化（はんこレス、DX）
 - 請求書・領収書のデジタル化 https://www.nikkei.com/article/DGXMZO62042490Z20C20A7SHA000/?n_cid=NMAIL007_20200729_Y

口座紐づけ法案の状況・今後の予定★

- 2020年6月8日自民・公明・維新の共同提案により、「特別給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作成等に関する法律案」が、国会に提出（議員立法）
 - 政令で指定する「緊急時の給付金の事務」についてマイナンバーを利用可とするとともに、「個人の申出」に基づき振込口座情報をマイナンバー付きで国に登録しておき、国は、「緊急時の給付金の事務」を行う行政機関に振込口座情報を提供し、緊急時の給付金の迅速かつ確実な給付を実現する目的
 - http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g20105019.htm
- 今後 閣法提出予定
 - 議員立法では、振込口座情報の登録は「個人の申出」に基づくが、振込口座登録が一部の方にとどまるのであれば、登録してくださらない方には、別途、口座情報を申告していただかなければならなくなり、結局、緊急時の給付金事務の簡素化が限定的。
また、振込口座情報を提供する給付金は、「緊急時又はそれに類する給付金」に限定。
世帯単位ではなく、個人単位でも、景気対策や福祉目的など多様な給付を行うため、全ての国民に、「行政からの様々な給付を受けるために利用する一生ものの口座情報」を、1口座のみ、マイナンバーを付番して登録する制度に発展させ、「プッシュ型の迅速な給付」や「行政コストの削減」に資する目的。
更に、希望する方に限定する形だが、相続時における被相続人の口座の所在の確認や、災害時に自らの口座の所在を確認できるようにするため、口座が所在する金融機関名の確認のためにマイナンバーを活用できるようにする。
 - https://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02000921.html

口座紐づけ法案の課題★

- **マイナンバーは使えるように法定 ←これは評価できる**
- **しかし、今回の特別定額給付金口座情報は引き継がれない？**
 - 基本、本人が別途申請する方式だが、平時に口座情報を申請する人がどれ位いるのか？
 - 但し、税務署、年金、児童手当・児童扶養手当の口座情報については、「本人同意」の上、内閣府が収集可能。
 - 本人同意を取得する方法をどう現実的に実装するか。申請書に規約的に記載しておくだけか？
 - 法律に基づき、かつ給付目的なのに、本人同意を取るのは、実効的なのか？
 - 各団体からの収集を情報提供ネットワークシステムでやる想定？ 今の同システムの状況を踏まえて、それが現実的なのか？
 - 内閣府令に規定すれば引き継げなくはないが、どうやって同意を取るか？
- **口座の鮮度維持ができるスキームか**
 - 10年20年経つと休眠口座になる可能性も。新しい情報をアップデートできる仕掛けづくりが必要。更新する人は少ないのでは？ Yahoo!ウォレットとかは支払・受取の都度、登録できる。
 - 銀行の合併、支店統廃合時は、一律変換処理する？
- **世帯問題**
 - 個人単位っぽく見えるが、世帯単位？個人単位？内閣府令で決められる？
 - 世帯構成が変わる可能性。例えば、今、親と一緒に世帯に入っている子が結婚して世帯主になったり、別の世帯の世帯員になったりすると、今の親という世帯主の口座には振り込めない。今夫婦の家庭が離婚しても世帯主が変わる。

マイナンバー口座紐づけの政府の意図は？ →金融資産を捕捉した格差是正★



- 50万円の預金有
- 所得は900万円
→自己負担高め



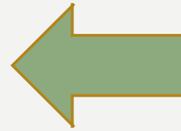
- 富裕層で20億円の預金有
- 所得は200万円
→自己負担低め

- 現状では、**国民負担額等**は所得額に応じて階段状に設定されていたりする。
 - 例えば、病院の窓口で支払う自己負担額、介護保険の利用の際に支払う自己負担額、児童手当の受給額、健康保険の保険料など、所得額が高い人は多く支払うように制度設計されている。
 - 『みんなで支え合おう』『余裕のある人は多く支払い、余裕が少ない人は少ない負担で済むように』、所得額によって自己負担額や受給額が変わってくる。
- しかし、この「**所得額**」には**金融資産が含まれていない**。高齢社会のもと『余裕があるかないか』を所得額だけで決められるのか、非常に高額な、例えば数十億円以上の金融資産を保有していたとしても所得額が低ければ、『余裕が少ない人』として自己負担額が少なく済むというのを、国家財政や支えあいの観点から見直す検討をしようというのが、全預貯金口座にマイナンバーを紐づける検討の目的だと考えられている。
- 所得については税務当局で現在でも把握できるが、**金融資産は国などで把握する術がない**。本人の申請のみで金融資産額を把握するのではなく、必要があれば本人の申請した金融資産額が正確かどうか把握できる方法が必要であるとの考えから、マイナンバーと預貯金口座を紐づける検討。
- **金融資産も所得額も平均的な額の国民について、公務員が、預貯金口座の入出金明細を逐一把握できるようにすることが目的ではないと思われる。**
- 他人の預貯金残高や入出金明細を、立場を利用して盗み見ようとする人がいたとしても、**不正行為ができないよう法制面、システム面で厳格な対応が前提となることは当然**である。

マイナンバー口座紐づけの政府の意図は？ →金融資産を捕捉した格差是正



預貯金付番で
できること



- 預金保険機構でマイナンバーを利用できる（名寄せ）
- 社会保障制度の資力調査（金融資産）
- 税務調査でマイナンバーが付された預金情報を調査

平成25年8月 社会保障制度改革国民会議報告書

- これまでの「**年齢別**」から「**負担能力別**」に負担の在り方を切り替え、社会保障・税番号制度も活用し、資産を含め負担能力に応じて負担する仕組みとしていくべき

平成26年4月 政府税制調査会マイナンバー・税務執行DG論点整理（概要）

- 現行、銀行等が個人の顧客に支払う利子の課税については、源泉分離課税で終了することから、利子調書の提出が免除されており、銀行等の預金口座に関しマイナンバーは付されない。
- **社会保障について所得・資産要件を適正に執行**する観点や、**適正・公平な税務執行**の観点からは、国民の多くが保有する預金が把握の対象から漏れている状態は改めるべきであり、預金口座へのマイナンバーの付番について早急に検討すべき。
- その際、預金口座へのマイナンバー付番は、**マネーロンダリング対策**や、**預金保険などでの名寄せ**、**災害時の迅速な対応**といった場面でも、その効果が期待できるとともに、将来的に民間利用が可能となった場合には、金融機関の顧客管理等にも利用できるものとなることも踏まえた検討が必要。

平成26年5月 マイナンバー等分科会中間とりまとめ

- 預金保険法や犯罪収益移転防止法等に基づく、金融機関による顧客の名寄せ、本人確認及び口座名義人の特定・現況確認に係る事務について、マイナンバーの利用範囲に追加することや制度基盤を活用することにつき、制度の趣旨や個人情報保護等に配慮しつつ、関係者の理解と協力の下、内閣官房と関係府省が協力して、（中略）積極的かつ具体的に検討を進め（中略）る。

マイナンバーの改善のために

- せっかく国費を投入して構築したマイナンバーが正しく安全に活用できるようにすべき。
 - 給付時の口座との紐づけだけでは、同じような給付が発生しない限り、役にたたない
 - 災害でも社会保障でも税務でも、もっと国民の役に立つマイナンバー活用があるべき
 - 今のままでは、コロナだけではなく、地震・水害・風害時等もマイナンバーが活用できないまま
- 「とりあえず導入すること」「事故を起こさないこと」がテーゼになっていて、「マイナンバーを使って、社会の役にどう立つか」という視点が、ごく一部の志のある公務員にしかないかもしれない。たとえるなら、全社的に多額の投資のもと導入したITシステムがあるが、それがなくてもこれまで通りの業務ならできるから、一部の社員しか使っておらず、全社的にはあまり使っていない、的ない感じか？
- 改善のためには、「国民・住民が不便に感じていること・困っていること」「役所で同姓同名者の混同その他ミスが発生しそうなこと」「役所で迅速・効率的・効果的に業務処理をすると、サービスの受け手側の国民の満足度向上にも、処理する側の公務員の満足度向上にもつながること」、こういった手続・業務を具体的に特定して、マイナンバーをどう活用していくか、マイナンバーカードやマイナポータルをどう活用していくか、を考えるべきだと思う。

しかし、これを考えるためには、役所の手続・業務を実際に知らないといけない。なので役所の手続・業務をよく知っている方の協力を得て、私の仕事の余裕があるときに、私の方で検討してみたい。ただ、「役所の手続・業務をよく知っている方の協力」が必要ですので、協力してくれる方がいれば、ぜひお願いします！

参考情報

- マイナンバー制度の改善のために必要なことは何か
https://www.miyauchi-law.com/f/171115mynumber_kadai.pdf
- 水町ブログ「ITをめぐる法律問題について考える」
<https://cyberlawissues.hatenablog.com/search?q=10%E4%B8%87%E5%86%86%E4%B8%80%E5%BE%8B%E7%B5%A6%E4%BB%98%E3%81%AE%E4%BA%8B%E5%8B%99%E5%87%A6%E7%90%86>
- 弁護士ドットコム「マイナンバーと銀行口座の紐付け、本当に心配すべき？ 水町雅子弁護士に聞く」
https://www.bengo4.com/c_18/n_11432/
- 書籍

